

## 第2節 國際社會を主体的に生きる

インターネットの急速な普及や移動手段の発達などによって、急激に國際化が進展し、県民一人ひとりのレベルでも、諸外国の人々や文物と直接的・間接的に接触する機會が一層増大し、外国の異なる文化がより身近な存在になってきています。

このため、県民一人ひとりが日本人としての自覚や伝統文化に対する誇りと愛情を持って國際社會を主体的に生きていくことができるよう、我が國の文化に対する理解を深める教育、外國語によるコミュニケーション能力を高める取組みや、異なる文化や習慣を持った人々と共に國際社會を主体的に生きるために資質・能力を育む取組みなどを推進します。

### (2) 國際社會を主体的に生きる

- ① 自國文化の理解と國際理解教育の推進
- ② 地球市民意識の醸成
- ③ 國際交流の推進

| 項目                  | 具体的施策の方向   |
|---------------------|--|
| ① 自國文化の理解と國際理解教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ <b>自國・郷土文化への理解と異文化理解の推進</b><br/>我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深めるとともに、広い視野を持って異文化を理解し、これを尊重する態度や、異なる文化を持つ人々と共に生きていく資質や能力を育成する教育を推進します。</li><li>▶ <b>実践的コミュニケーション能力を育成する外國語教育の充実</b><br/>児童生徒が生きた言語を学ぶ機会を豊富に提供し実践的コミュニケーション能力を高めるため、外國語指導助手(A L T)の招致人数の拡大を図るとともに、外國語担当教員の海外研修の充実など、条件整備に努めます。</li><li>▶ <b>総合的な学習の時間を活用した英語学習の展開</b><br/>国際理解教育の一環として英会話等を取り入れた学習活動を開催するなど、外国人や外國語に親しむ機会の充実を図り、國際社會を主体的に生きていくために必要な資質の基礎を培います。</li></ul> |
| ② 地球市民意識の醸成         | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 県内に在住する外国人や留学生と県民の交流広場を設けるなど、参加型地球市民教育の充実について検討を進めます。</li></ul>  |
| ③ 國際交流の推進           | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ <b>公民館等における国際交流学習の推進、ユネスコ活動の推進</b><br/>公民館等における各種学級・講座の活用により、国際理解に関する学習や交流を推進するとともに、県民や青少年のユネスコ活動への参加促進を図り、国際協力・貢献活動の普及に努めます。</li><li>▶ <b>スポーツ交流の推進</b><br/>指導者や競技者の海外派遣や招致により、指導法の研修や親善試合等のスポーツ交流を推進するなど、スポーツ振興の観点からの国際交流に努めます。</li><li>▶ <b>文化交流の活発化</b><br/>国際文化交流の推進のため、海外における発表会に参加する団体・個人に対する助成事業の充実に努めます。</li></ul>  |